

ほのぼの保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 愛恵会
代表者氏名	理事長 坂井 清
所 在 地	静岡市駿河区登呂 6 丁目 17-50
電 話 番 号	054-293-9211
法人設立年月日	平成 20 年 11 月 26 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・園や地域の乳幼児の教育と福祉の増進を図ることを目的とする。 ・児童福祉施設として保護者や地域社会と連携交流し地域に愛される保育所を目指す。
運営方針	①家庭との連携を大切にし、共に子どもの成長を支え、明るく安らぎのある環境作りを目指す。保育者は一人一人の個性・発達段階を捉え、「自分らしさ」を発揮できるよう援助する。 ②子どもの「気づき」や「やろう」とする気持ちを大切にし、見守り「考える力」「創る喜び」を育てる。 ③異年齢の子ども同士の関わりを重視し、様々な体験を通して社会性を育てる。

3 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名 称	ほのぼの保育園
開設年月日	平成 21 年 4 月 1 日
施設の所在地	静岡市駿河区登呂 6 丁目 17-50
連 絡 先	電話番号 054-293-9211 F A X 054-287-2215
管 理 者	園長 坂井 玄気
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【2 号】 47 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3 号】 34 人 満 1 歳未満の児童【3 号】 9 人
職 員 数	45 人
嘱 託 医	柴山クリニック 医師 柴山恵美子 電話番号 054-282-0085 ワタベ 歯科第二クリニック 医師 渡辺澄子 電話番号 054-285-8400

4 開園日・開園時間及び休園日

開園時間	月曜日から金曜日 7:00～19:00まで 土曜日 8:00～17:30まで	
保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後7時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの範囲内で延長保育を実施。（午後6時～午後7時再延長）

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,249.47 m ²	
建物	構造	鉄骨造2階建	
	延床面積	740.87 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	1室	41.33 m ²
	ほふく室	1室	114.21 m ²
	保育室（2歳児）	1室	48.80 m ²
	保育室（3歳以上児）	3室	138.25 m ²
	遊戯室	1室	88.00 m ²
	子育て支援室	1室	28.00 m ²
	園庭		334.00 m ²

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士・幼稚園教諭・ 基本情報処理資格	0人	
主任保育士	1人	保育士・幼稚園教諭	0人	
保育士	15人	保育士・幼稚園教諭	15人	保育士・幼稚園教諭
栄養士	2人	管理栄養士、栄養士	0人	
調理員	0人		2人	
事務員	1人		0人	
准看護師	0人		0人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

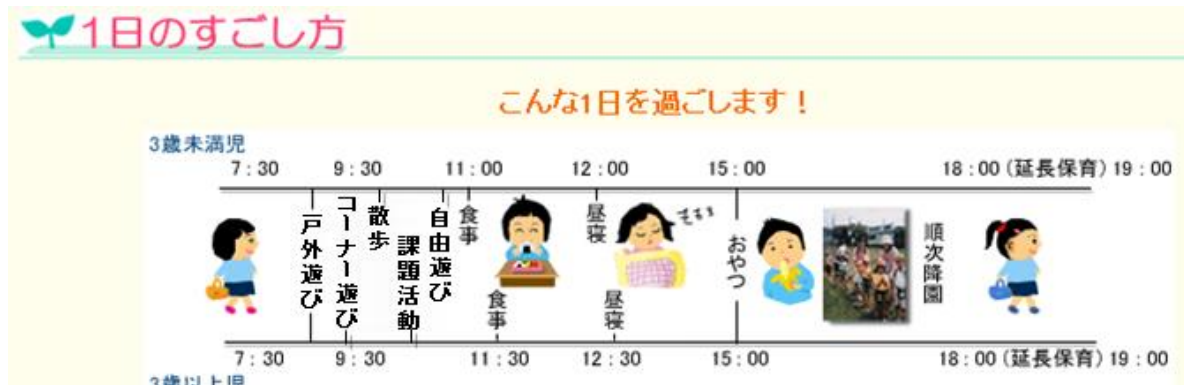
本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。



※3歳以上児の“自由保育“では、異年齢保育と、クラス別活動を実施しております。

（3）食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

（4）健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、乳幼児保健票に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、身体測定表に記載します。

（5）その他

子育て支援事業の実施。

毎月1回おしゃべりサロンの実施・・・子育ての悩み相談を受けたり、地域交流の場として実施しております。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
主食費	3・4・5歳児	月額	600円
副食費	3・4・5歳児	月額	4,500円
絵本代	3・4・5歳児	月額	400円程度
道具代	1・2歳児	年額	1,500円程度
	3・4・5歳児	年額	10,000円程度
被服費	2・3・4・5歳児	年額	0円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(2') 保護者会に係る徴収

項目	対象年齢	金額	
保護者会費	全園児	月額	300円

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時～午前8時30分	日額200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額200円
	午後6時から午後7時まで	日額200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	日額200円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災 保険株式会社	
保険の種類	保育園児 団体傷害保険	
保険の内容	1 事故につき	10 億円
	1 名につき	1 億円

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提 出 先：静岡市駿河消防署	
	届 出 日：平成 21 年 6 月 1 日	
	防火管理者：園長 坂井 玄気	
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器	
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施	

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 坂井 玄気
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	主任保育士 小川 典子	
苦情解決担当者	園長 坂井 玄気	
第三者委員	鈴木 美津子	電話番号：園内掲示します。
	瀬川 英仁	電話番号：園内掲示します。
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	